

パブリックコメント及び各府省等意見照会後の  
『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』（案）の修正について  
（字句表記等の技術的修正は省略）

1. 「政府出資及び地方公共団体出資等の純額」の計算方法

|      |   |
|------|---|
| 修正箇所 | p 35 注 4 3 第 5 項(2)   |
| 原案   | ウ 「第 9 1 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額   |
| 修正案  | (削除)  |
| 修正理由 | <p>会計基準第 91「資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく会計処理においては、財源としての資本剰余金（貸方）の計上はなされませんが、除去費用等の相当額については資本剰余金の減額処理が（借方）なされます（※1）。</p> <p>パブコメ前の改訂案では、第 91 による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額については、「政府出資等の機会費用算定の基礎から控除する」こととされていましたが、上記のとおり、財源としての資本剰余金（貸方）が計上されないことから、政府出資等の機会費用算定の基礎から控除する必要はないため、当該規定を削除いたしました（※2）。</p> <p>※1 ただし、実際に資産を除去する際には資本剰余金の減額処理（借方）は取り消され、除去費用及び財源の収益化が損益計算書に計上されます（『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関する Q&amp;A（以下「Q&amp;A」といいます。）Q91-3 参照）。</p> <p>※2 Q&amp;A Q62-16A2 参照</p> |

参考：「政府出資及び地方公共団体出資等の純額」の計算方法 ※1

|                                   |                                      |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 資本金（政府出資金）                        | 減価償却相当累計額 ※2                         |
| 資本金（地方公共団体出資金）                    | 「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」第 1 項による計上額 |
| 資本剰余金<br>「第 81 運営費交付金の会計処理」による計上額 | 承継資産に係る費用相当累計額 ※3                    |
| 資本剰余金<br>「第 82 施設費の会計処理」による計上額    | 減損損失相当累計額 ※2                         |
| 資本剰余金<br>「第 83 補助金等の会計処理」による計上額   | 除売却差額相当累計額 ※2,3                      |
|                                   | 政府出資及び<br>地方公共団体出資等の純額               |

- ※1 政府及び地方公共団体による財源（水色）の合計から、当該財源に係るその他行政コスト累計額（ピンク）を減算（控除）することで、「政府出資及び地方公共団体出資等の純額」（緑）を計算する。
- ※2 目的積立金財源の資産に係るその他行政コスト累計額は「控除する額」（ピンク）から除外する。目的積立金は、経営努力の結果であり、機会費用算定に含めない（Q&A Q62-16A1 参照）。
- ※3 承継資産に係る費用相当累計額及び除売却差額相当累計額は、平成 30 年 9 月の会計基準改訂時に「控除する額」に含めるべきであったが漏れていたため、パブコメ前の改訂案において修正を反映済み（Q&A Q62-16A3 参照）。

## 2. 債券発行差額の償却

|      |   |
|------|---|
| 修正箇所 | p 49 注 5 6 第 2 項(8)   |
| 原案   | (8) 債券発行差額の償却 <u>基準</u>   |
| 修正案  | (8) 債券発行差額の償却 <u>方法</u>   |
| 修正理由 | <p>Q&amp;AQ80-3 における「債券発行差額の償却方法」という記載、及び実務上の取扱いを踏まえ、修正を行ったものです。</p> <p>なお、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」の第 8 条の 2（重要な会計方針の注記）第 4 号における「繰延資産の処理方法」という記載も参考としています。</p> |

## 3. 退職給付に係る会計処理

|      |   |
|------|---|
| 修正箇所 | p 57 第 8 9 第 2 項  |
| 原案   | 前項 の見積額のうち、退職一時金に係る退職給付債務の見積額の計算に当たっては、「第 3 8 退職給付引当金の計上方法」第 8 項にかかわらず退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。  |
| 修正案  | 前項 (1)の計算に当たっては、「第 3 8 退職給付引当金の計上方法」第 8 項にかかわらず退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。   |
| 修正理由 | <p>平成 30 年 9 月の改訂趣旨をより明確化したものです。「見積額」の注記は平成 30 年 9 月改訂によりなされないこととなりましたが、当該規定にのみ「見積額」という表現が残っていましたのでこれを削除しました。</p> <p>また、第 2 項は退職一時金に係る規定であることから、第 1 項※3 のうち(1)のみを指すことを明確にしました。</p> <p>さらに、第 2 項は「退職給付債務の見積額の計算」とされていたところ、第 8 9 は「退職給付引当金見返」及び「退職給付引当金見返に係る収益」の計上に係る規定であることから、それを明確にするため、「退職一時金に係る退職給付債務の見積額」に限定しているような原案の記載を修正いたしました。</p> |

### ※3（参考）「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 89 退職給付に係る会計処理

- 1 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には「第 1 7 引当金」第 2 項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。
- (1) 退職一時金（役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合
  - (2) 年金債務のうち確定給付企業年金等に係る債務については、確定給付企業年金等に係る掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び確定給付企業年金等に係る積立金に積立不足がある場合には、当該積立不足額の解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合
  - (3) 年金債務のうち退職共済年金等に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合

以上